

見附市立学校・保育園と保護者・地域住民等とのより良い関係構築のための基本方針

○基本的な考え方

見附市立学校・保育園では、「見附市教育大綱」で目指す「ふるさと見附を愛する子ども」「世に役立つことを喜びとする子ども」の育成に向けて、「共創郷育」の理念のもと、保護者や地域住民等の皆様とともに、「地域とともにある学校づくり」に取り組んでいます。また、皆様からの信頼や期待に応えるため、「見附市こども・子育てどまんなか条例」の理念に基づいて、こどもたち一人ひとりの健やかな成長に資することができるよう努めています。その際に、皆様からの温かいご意見や建設的なご要望等は、日々の教育・保育を見直し、よりよい環境やより適切な活動等をともに創り上げていくための大切な気付きであり、これまでも大切にしていまいりましたし、これからも大切にしていまいります。

一方で、保護者や地域住民等の皆様から寄せられるご意見やご要望の中には、学校・保育園の対応の限界を超えた不当で過度な負担を強いるものや、職員の人格を否定するような社会通念上許容されない言動が見受けられることもあります。こうした言動は職員の心身の健康を損なうことにつながるとともに、職場環境を悪化させるほか、本来全てのこどもたちに向けられるべき教育・保育の時間が奪われるなど、教育・保育の環境全体の悪化を招く重大な問題です。

見附市教育委員会は、厚生労働省の「カスタマーハラスメント防止指針」、文部科学省の「学校と保護者・地域住民等とのより良い関係構築のためのガイドライン」並びに「見附市職員カスタマーハラスメント対策基本方針」等を踏まえ、見附市立学校・保育園がより良い教育・保育を提供していくために、著しく不当な要求や言動に対しては、職員を守り、職場環境並びに教育・保育環境を守るために、冷静かつ毅然とした態度で臨み、組織一丸となって対応します。

見附市教育委員会並びに見附市立学校・保育園は、保護者・地域住民等の皆様と、互いを尊重し合う信頼関係をこれからはしっかりと育み続け、誰にとっても安心して温かな学校・保育園づくりを進めてまいります。

●保護者・地域住民等とのよりよい関係構築に向けて

こどもたちの学校や園における生活を向上させ、より質の高い教育・保育活動を進める上で、保護者・地域住民等の要望等は重要な内容を含んでいます。これらの要望等の背景にある思いを汲み取り、学校や園の運営や教育・保育活動に活かしていきます。

- (1) 日頃からの情報提供を丁寧に行い、互いの信頼関係を築きます。
- (2) 大切なこどもたちと一緒に育てていくために協働する「連携」の意識を大切にします。
- (3) 学校・園の指導や対応に抱いている思いを十分に聴き取り、誠意をもって対応します。
- (4) 客観的な事実を把握して、組織的に、法的な根拠を踏まえて対応します。

●社会通念上強要される範囲を超えた言動について

保護者・地域住民等の要望等の中には、その要求内容の妥当性に照らして、実現するための手段や態様が社会通念上不相当で、教職員等の就業環境が害されるなど、学校・園の教育・保育活動の正常な運営に支障が生じることがあります。

具体的には、以下のようなものが挙げられます。

- (1) 要求の内容が著しく妥当性を欠く場合
 - ① 学校や保育園側に責任や過失のないことに対する要求
 - ② 要求の内容が、本来の教育・保育の範囲や目的と著しく関係がない場合
 - ③ 学校・園の教育活動及び学校・園運営の範囲を著しく超える対応を求めるもの

(2) 当該要求を実現するための手段や態様が社会通念上不相当な言動

- ① 身体的な攻撃（暴行、傷害など）
- ② 精神的な攻撃（脅迫、人格を否定する中傷、名誉毀損、侮辱、暴言など）
- ③ 威圧的な言動や高圧的な態度
- ④ 妥当性の欠く謝罪や土下座の要求
- ⑤ 継続的、執拗な言動（長時間の電話や面会、過度な連絡の繰り返しなど）
- ⑥ 拘束的な言動（学校・園で居座り、頻繁に長時間の電話を掛けるなど）
- ⑦ 人種、信条、属性等に関する差別的な言動
- ⑧ 性的な言動やハラスメント行為
- ⑨ 組織として対応しているにも関わらず、特定の教職員等を標的とした執拗な要求
- ⑩ 妥当性を欠く金銭等の補償の要求
- ⑪ 対応が著しく困難な又は対応が不可能な要求（担任の変更や退職を求めることなど）

●社会通念上許容される範囲を超えた言動への対応

上記のような対応が難しい要望等が確認された場合には、教職員個人の対応にとどめず、必ず組織として複数名体制で迅速に対応にあたります。状況の改善が見られない場合は、当該の言動が教育環境や就業環境に支障をきたす不適切なものである旨を明確に伝え、冷静な話し合いへの切り替えを求めます。

それでもなお改善されない場合や、悪質と判断される状況にあつては、こどもたちや教職員、そして教育環境を守るため、警察などの関係機関への通報や弁護士への相談を含め、組織一丸となって毅然とした対応を行います。

●基本的な対策について

- ・見附市立学校・保育園と保護者・地域住民等とのより良い関係構築のための基本方針の市民と教職員等への周知・啓発
- ・学校への要望等への対応マニュアル（令和8年4月改訂）の教職員等への周知
- ・保護者や地域住民等への対応や接遇について研修の実施
- ・教職員等のための相談対応体制の整備

令和8年9月30日

見附市教育委員会